

訪問介護等事業所（ニコニコハウス ヘルパーステーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 福知山シルバーが開設するニコニコハウス ヘルパー事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および指定介護予防訪問介護または福知山市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または福知山市総合事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および指定介護予防訪問介護または福知山市総合事業のサービスを提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防訪問介護および福知山市総合事業の運営の方針）

第3条 指定介護予防訪問介護および福知山市総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護および福知山市総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護または福知山市総合事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人福知山シルバーニコニコハウスヘルパーステーション
- (2) 所在地 京都府福知山市字牧 250 番 5

(職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。自らも訪問介護員の業務を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。自らも訪問介護員の業務を行う。

(3) 訪問介護員（登録訪問介護員）は常勤換算2.5以上確保し
訪問介護（介護予防訪問介護）の提供に当たる。

(4) 管理者は、事業所の訪問介護員その他の従業者の資質向上や健康管理等
ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成する。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、前記以外の曜日で利用者の要望
があった場合は、可能な限り営業を行う。

(2) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分までとする。但し、前記以外の時
間で利用者の要望があった場合は、可能な限り営業を行う。

(3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定訪問介護および指定介護予防訪問介護または福知山市総合事業のサービスの実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の金額または福知山市総合事業については、福知山市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね5キロメートルにつき500円。

(2) 1キロメートルを越えるごとに100円。

3 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については重要事項説明書のとおりとする。前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付

する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(事故発生時等における対応方法)

第9条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に連絡する。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録する。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、旧福知山市内町の区域とする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための「ガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(秘密の保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む。

(従業者の研修等)

第14条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年10回以上

(虐待防止)

第15条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を

超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) メンタルヘルス及び倫理・ハラスメント等の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、支援継続し難いほどの背信行為、身体暴力及び精神的暴力並びにセクシャルハラスメントを行い、その状態が改善されない場合には契約解除を含む必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第20条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、福知山シルバーと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
平成13年12月 1日から施行する。
平成15年 4月 1日から施行する。
平成17年 4月 1日から施行する。
平成18年 4月 1日から施行する。
平成18年 6月12日から施行する。
平成19年 4月 1日から施行する。
平成20年 1月 1日から施行する。
平成21年 4月 1日から施行する。
平成23年 2月15日から施行する。

平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
平成 28 年 9 月 15 日から施行する。
平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
令和 元年 8 月 1 日から施行する。
令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。